

YOUテレビ 緊急地震速報サービスに関する利用規約

YOUテレビ株式会社（以下、「当社」という）と、当社が設置する施設により緊急地震速報サービス（以下、「本サービス」という）を受けけるもの（以下「加入者」という）との間に締結される加入契約（以下、「加入契約」という）は、次の条項によるものとします。

第1条（緊急地震速報サービスの内容）

当社は、サービス提供区域（以下、「業務区域」という）において、本サービス提供に必要な機器を設置するとともに、その維持・管理にあたり、加入者に次のサービスを提供します。

1. 本サービスは、気象庁から提供される、緊急地震速報（地震の初期微動<P波>検知による主要動<S波>の予想震度・到達時間の情報）を当社のネットワーク網を通じて放送波により配信し、当社指定の専用機器（以下、「地震お知らせ装置」という）にて、利用する地域での地震の到達時間及び震度を発報するシステムです。
2. 加入者は、本サービスの特性上、以下の事項が発生する可能性があることを了承するものとします。
 - (1) 情報が、加入者への地震の到達に間に合わないこと。
 - (2) 地震以外の要因によりシステムが作動し、誤報が生じること。
 - (3) 震度、到達時間の予測数値に誤差が生じること。
 - (4) 気象庁で検知できない地震には作動しないこと。

第2条（加入申し込みができる対象）

本サービスの申し込みは、加入申し込み時点で、当社のネットワーク網を通じて電波を受信している者、または、電波の受信を同時に申し込む者とします。

第3条（契約の単位）

1. 加入契約は、加入者引込線1回線に1世帯（同一の住居及び生計をともにする者の集まり）ごととします。
2. 加入者引込線1回線で複数世帯が加入する場合、複数世帯の合意により複数世帯を一括して、ひとつの契約（以下、「団体加入契約」という）とすることもできます。
団体加入契約は、加入契約の権利を分割することはできません。
なお、団体加入契約が締結された場合は、団体加入契約が優先するため、団体加入契約が解除された時には各世帯の加入契約も解除されます。

第4条（契約の成立）

加入契約は、加入者があらかじめ「YOUテレビ緊急地震速報サービスに関する利用規約」（以下、「本規約」という）を承認し、加入申込書に所要事項を記入して提出し、当社がこれを承諾した時に成立します。

第5条（契約申込の撤回等）

1. 加入者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回、ま

たは当該加入契約を解除することができます。

2. 前項の規定による加入契約の申込の撤回等は、その文書の到達時に効力を生じます。

第6条（最低利用期間）

1. 本サービスには、1年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。
2. 加入者は、前項の最低利用期間内に加入契約の解除があった場合は当社が定める期日までに、「YOUテレビ緊急地震速報サービス料金表」（以下、料金表という）の定めにより、解除料を支払っていただきます。
3. 解除料は、最低利用期間の残余期間に対する加入者の月額の情報提供料の合計額となります。

第7条（契約の有効期限）

1. 加入契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。但し契約満了の1ヶ月前迄に当社、加入者のいずれからも文書による意思表示のない場合には、引き続き1年間自動延長し、以後も同様とします。
2. 団体加入契約の有効期限は、契約成立日から5年間とします。但し契約満了の60日前迄に当社、加入者のいずれからも文書による意思表示のない場合には、引き続き5年間自動延長し、以後も同様とします。

第8条（加入契約により取得する個人情報の利用目的）

当社が加入契約により取得する個人情報の利用目的は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、当社で定める個人情報保護方針及び、個人情報の取扱いについての公表事項に従い適切に処理します。

第9条（料金について）

1. 本サービスの料金は、料金表に定めるとおりとします。
2. 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、料金を改定することがあります。その場合当社は通知を行うものとします。
 - (1) 加入契約先には、1ヶ月前迄に通知します。
 - (2) 団体加入契約先には、60日前迄に通知します。
3. 当社は、料金を季節的に、および限定的契約で値引きをすることがあります。
4. 加入者が加入契約を月の途中で解約する場合、当社は受領済み料金の返還は行いません。

第10条（地震お知らせ装置の販売）

1. 当社は加入者の申し込みにより、加入者に対し、本サービスの提供を受けるために必要な地震お知らせ装置を第9条に定める料金によって販売するものとします。
2. 加入者が当社より購入した地震お知らせ装置の所有権は、料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社は、その地震お知らせ装置の引渡し、または設置された日から12ヶ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換その他必要な措置を講じるものとします。但し、加入者が地震お知らせ装置を本来の用法に従って使用していなかったときは、この限りではありません。

第 11 条 (料金の支払い方法)

1. 加入者は、第 9 条で定める料金について、当社が指定する方法により支払い、当社は請求書を発行しません。
2. 料金等のうち、工事費用、地震お知らせ装置費用の支払いは、地震お知らせ装置の引渡し、または、設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとし、翌々月の支払期日までに支払うものとします。
3. 情報提供料は、毎年 4 月から 9 月分を 5 月に、10 月から 3 月分を 11 月に半年分を一括して前払いで当社に支払うものとします。ただし、初回の支払いについては、設置の翌月から起算して、直近の 3 月末または 9 月末までの情報提供料を当社に支払うものとします。
4. 加入者は、第 9 条および第 10 条で定めた料金の支払いを支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% (年 365 日の日割り計算) の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に支払うものとします。

第 12 条 (施設の所有関係)

1. 業務区域の施設のうち、当社の所有は放送センターからタップオフまでとし、加入者の所有は引込線以降の全ての施設とします。
2. 加入者は、移設・増設工事等施設を改変する場合、当社に所定の文書で申し出るものとし、その費用は加入者の負担とします。また、これに伴う工事は、当社または当社の指定する業者が行います。
3. 当社は放送センターから保安器までの施設について、維持管理責任を負います。
4. 加入者は、当社が施設管理の上で必要となる点検等により、本サービスの一時停止をすることがあることを、あらかじめ承認します。

第 13 条 (責任及び免責事項)

1. 当社は当社施設の維持管理のため、その他本サービス提供を停止することについて合理的な理由があると当社が認める場合、本サービス提供を停止することができるものとし、当社は、その損害賠償の責めを負わないものとします。
2. 当社の施設が天変地異、その他の不可抗力、当社施設に生じた事故等、その他当社の責に帰することができない事由により業務停止した場合、加入者は、当社の責任を問うことができないものとし、当社施設の障害による情報の不達、誤報、誤差により生じた損害について、加入者は、当社の責任を問わないものとします。尚、それに伴う損害賠償請求することができないものとします。
3. 当社から購入した地震お知らせ装置に不具合が生じた場合、これらにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 加入者は、本サービスの利用に関連して加入者以外の第三者に損害が生じた場合においても、加入者の責任と費用をもって解決するものとし、当社に対して損害賠償請求することができないものとします。

第 14 条 (便宜の提供)

加入者は、当社または当社の指定する業者が、設備の検査、修理を行うため、加入者の敷地内等への出入りについて、協力を求めた場合にはこれに協力します。

第 15 条 (故障)

1. 当社または当社の指定する業者は、加入者から本サービスに異常がある旨、申し出があった場合には、すみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。
2. 加入者は、本サービスに異常をきたしている原因が加入者の設備による場合は、その設備の保守、改修等に要する費用 (出張サービス料も含む) を負担します。
3. 加入者は、加入者の故意または過失により、当社施設に故障が生じた場合はその施設の修復に要する費用を負担します。

第 16 条 (一時停止)

1. 加入者が、本サービスの一時停止、またはその再開を希望する場合には、すみやかに文書で申し出るものとします。この場合は、一時停止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の料金は第 9 条の規定にかかわらず無料とします。
2. 一時停止期間は、1 年間で通算 6 ヶ月以内とします。
3. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を休止することがあります。
 - (1) 当社施設の保守・点検作業を行う場合
 - (2) 当社施設に障害が生じた場合
 - (3) 天災地変
 - (4) 気象庁などからの配信停止の場合
 - (5) その他の事由により、サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
4. 当社は、前項の規定によりサービス提供を休止するときは、可能な限り事前に加入者に対し、その理由、実施期日および実施期間を当社の定める方法により通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
5. 前 2 項の規定によりサービスの提供を休止した場合、当社は一切の損害賠償の責めを負わないものとします。

第 17 条 (本サービスの中止)

当社は、加入者に対し、1 ヶ月前に通知することにより本サービスの提供を中止することができるものとします。この場合、当社は、一切の損害賠償の責めを負わないものとします。

第 18 条 (設置場所の変更等)

1. 加入者は、当社の業務区域に限り、地震お知らせ装置の設置場所を変更することができます。
2. 加入者は、前項の規定による設置場所を変更しようとする場合、当社に所定の文書で申し出、当社または当社の指定する業者がその移転作業を行うものとします。また、これにかかる費用は加入者の負担とします。
3. 建物の増改築、建替えにより、一時停止、あるいは新たな引込工事が必要となった時は、加入者がその費用を負担します。

第 19 条 (名義変更)

1. 次の場合、加入者は当社の承認を得て名義を変更することができます。
 - (1) 相続の場合
 - (2) 親族による転出及び転入の場合
 - (3) その他、当社が認めた場合
2. 加入者（以下、「旧加入者」という）は、文書で名義変更届を提出し、新しくサービスの提供を受けようとする者（以下、「新加入者」という）が料金表に定める名義変更料を支払うものとします。
3. 当該変更日までに発生した料金は旧加入者が支払います。
4. 次の場合は承認しない時もあります。
 - (1) 新加入者が料金及び工事負担金の支払を怠る恐れのある場合。
 - (2) 旧加入者が当該変更日までに発生した料金の支払を怠っている場合。

第 20 条 (遵守事項)

加入者は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスの情報にのみ頼ることなく、自らの責任において損害を防止する適切な行動を採ること。
- (2) 本サービスの提供に関する注意事項を受領した場合、その内容を確認すること。
- (3) 本サービスについて、本サービスの内容を理解していない第三者に伝達しないようにすること。
- (4) 世帯を同じくする者など、本サービスの情報を得られる者に対して、加入者の責任をもって本規約を遵守させること。
- (5) 地震お知らせ装置の改造など、本サービスの提供を阻害する行為を行わないこと。

第 21 条 (加入契約の解約)

1. 加入者は加入契約を解約しようとする場合、すみやかに当社所定の文書により、当社に申し出るものとします。
2. 当社は、加入者が第9条および第 10 条で定めた料金を1ヶ月以上遅滞した場合および、その他規約に違反する行為があった場合には加入者に催告のうえ、本サービス提供の停止及び加入契約の解約をします。解約の理由が「料金不払い以外」の場合は、受領済み料金の清算はできないものとします。なお、この規定は、当社による加入者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第 22 条 (原状回復)

1. 放送サービス加入契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合、当社は、タップオフから保安器までの施設を撤去し、本サービスの提供を停止します。
2. 加入者はタップオフから保安器までの施設の撤去費用を料金表に定める規定に従って負担します。
3. 保安器からテレビ端子までの施設の撤去を希望される場合は、料金表に定める規定に従って加入者が費用を負担し撤去を行います。また、加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物等の復旧を要する場合には、加入者の負担とします。

第 23 条 (加入者の届出義務)

1. 加入者は加入申込書に記載した事項について変更のある場合、すみやかに当社所定の文書で申し出るものとします。
2. 前項で加入者は加入契約の名義を変更する場合は、第 18 条の規定に従います。

第 24 条 (規約の改定)

当社は、本規約を改定することがあります。料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。この場合当社は、その内容ならびに効力発生日を適切と判断する方法で、可能な限り事前加入者に通知します。

第 25 条 (定めなき事項)

本契約に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合は、当社と加入者はお互い誠意をもって、協議し解決にあたります。

第 26 条 (裁判管轄)

万一、当社と加入者との間でこの契約について紛争を生じた時は、横浜地方裁判所または、横浜簡易裁判所に管轄することとします。

附 則

1. 当社は特に必要がある場合、この規約に特約を付することができるものとします。
2. この規約は平成 20 年9月1日より施行します。

(クレジットカード支払いに関する特約)

1. 加入者は、加入者が支払うべき当社の工事費、地震お知らせ装置費用、料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
3. 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。